

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 60

処 分 名	助産施設の入所承諾	
処 分 の 概 要	申請に基づき助産施設への入所を承諾する。	
根 拠 法 令 名	児童福祉法(昭和22年法律第164号)	
条 項	第22条第1項	
所 管 課	子育て支援課	
経由機関での処理期間		15日
所管課での処理期間		15日
標準処理期間	計	30日
判断基準	<p>福祉事務所の所管区域内における妊産婦からの申請内容を審査し、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない場合。</p> <p>【根拠法令等】 児童福祉法 第22条 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村(以下「都道府県等」という。)は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申込みがあつたときは、その妊産婦に対し助産施設において助産を行わなければならない。ただし、付近に助産施設がない等やむを得ない事由があるときは、この限りでない。 ② 前項に規定する妊産婦であつて助産施設における助産の実施(以下「助産の実施」という。)を希望する者は、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する助産施設その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を都道府県等に提出しなければならない。この場合において、助産施設は、厚生労働省令の定めるところにより、当該妊産婦の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。</p> <p>助産施設への入所に関する規則 第2条 法第22条第2項の規定により施設における助産の実施(以下「助産の実施」という。)を希望する者は、助産施設入所申込書(第1号様式)に必要な書類を添付して、市長に申し込み、その承諾を受けなければならない。 2 市長は、前項の規定による申込みがあつたときは、内容を審査の上、助産施設入所承諾書(第2号様式)又は助産施設入所不承諾通知書(第3号様式)を申込者に交付するものとする。 3 市長は、助産の実施を承諾したときは、当該助産の実施を行うこととなる施設の長に助産施設入所承諾書の写しを送付するものとする。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。